

## いしのまき圏域SDG s パートナー制度実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）の推進に賛同する企業その他団体及び個人事業者（以下「企業等」という。）をいしのまき圏域SDG s パートナー（以下「圏域パートナー」という。）として登録し、石巻市、東松島市及び女川町（以下「2市1町」という。）と圏域パートナーが連携し、SDG s の普及啓発及びSDG s の達成に向けた取組（以下「圏域パートナー制度」という。）の一層の推進を図ることを目的とする。

### (事務の所管)

第2条 圏域パートナー制度の事務は、石巻市復興企画部SDG s 移住定住推進課（以下「事務局」という。）が所管する。

2 事務局は、登録の申込み、変更、取消及び登録証交付の事務を行う。

### (対象となる企業等)

第3条 圏域パートナー制度の対象は、市民等に対するSDG s の普及啓発及びSDG s の達成に向けた取組を行っている又は行う意欲がある企業等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、圏域パートナー制度の対象外とする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 納付すべき税等を滞納している者
- (3) 2市1町において競争入札参加資格者の指名停止を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）並びに同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっている団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が適当でないと認める者

### (活動内容)

第4条 2市1町及び圏域パートナーは、次の活動を行う。

- (1) SDG s の普及啓発及びSDG s の達成に向けた取組を行い、当該取組についてホームページ等で公表する。
- (2) 2市1町が運営する圏域パートナーを紹介するページ及び圏域パートナーの取組を紹介するホームページを相互にリンクする。
- (3) 2市1町は、圏域パートナーが行う第1号の取組について、2市1町のホームページ等で公表する。
- (4) 2市1町は、圏域パートナーに対し、圏域パートナーのロゴマークを提供する。
- (5) 圏域パートナーは、前項のロゴマークを使用してSDG s の普及啓発等を行うことができる。ただし、当該ロゴマークの使用は、第1条の目的に合致した取組に限る。

### (禁止事項)

第5条 圏域パートナーは、前条第4号のロゴマークを使用し、次に掲げる活動をしては

ならない。

- (1) 圏域パートナーのイメージを損なう、又はSDGsの正しい理解の妨げとなる活動
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動
- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 第3条第2項第4号に該当するものの利益となる活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が適当でないと認める活動  
(登録の申込み)

第6条 圏域パートナーとして登録を希望する企業等（以下「登録希望企業等」という。）は、いしのみき圏域SDGsパートナー（新規・変更）登録申込書（別記様式。以下「登録申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 事務局は登録に当たり、必要に応じ、企業等に追加書類の提出を求めることができる。  
(登録証の交付)

第7条 事務局は、登録希望企業等から前条の規定により登録申込書の提出を受けた場合は、登録の可否を判断し、適当と認めた場合は、当該登録希望企業等を圏域パートナーとして登録し、登録証を交付する。

- 2 前項の登録証は、事務局が別に定める。  
(登録の変更)

第8条 圏域パートナーは、登録内容に変更が生じた場合は、変更箇所を明記した登録申込書を提出し、登録情報の変更を行わなければならない。

(登録期間)

第9条 圏域パートナーの登録期間は、登録年月日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1箇月前までに圏域パートナーから登録取消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の取消し)

第10条 事務局は、圏域パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載その他不正の行為があったとき。
  - (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
  - (3) 第5条に掲げる活動を行ったとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、パートナーとして事務局が適当でないと認めたとき。
- 2 事務局は、前項の規定により登録を取り消したときは、企業等に対しその旨を通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第4条第4号のステッカー及びロゴマークを使用してはならない。
  - 4 事務局は、第1項の規定により登録を取り消された企業等に損害が生じても、その責めを負わない。
  - 5 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、第1項各号に該当しないこととな

ったときは、第6条の規定による登録の申込みを行うことができるものとする。

(みなし登録)

第11条 いしのみきSDGsパートナー制度要綱（令和3年3月30日告示第136号）

第6条の規定により既に登録された企業等は、第7条の規定に基づき圏域パートナーとして登録されたものとみなす。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が東松島市及び女川町の担当部局と協議の上、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。